

# 江別市住宅リフォーム等工事費支援助成金 実 施 要 領

1. 目 的 新型コロナウイルス感染症の拡大により緊急事態宣言が発出されたことから全業種に甚大な影響が広がっており、建設業界にもその影響は及んでいます。そのための経済対策として裾野の広い住宅関連産業を活性化するとともに、市民生活の住宅環境改善の促進にも寄与することを目的として当事業を実施いたします。
2. 事業内容 居住用住宅のリフォーム等工事費（消費税込）の10%にあたる金額を工事された方に直接助成します（1円未満の端数切り捨て）。ただし、住宅リフォーム等工事の着工および完了は下記の工事期間内に行うものとし、支援助成額の上限は1世帯あたり10万円とします（工事費100万円）。また、工事の完了後に支援助成金の申請額を変更することはできませんので、予めご了承ください。
3. 工事期間 令和2年8月20日（木）～令和3年2月20日（土）

## ■登録業者の申し込みについて

1. 登録条件 この事業を取り扱える施工業者は登録制とし、江別市内に本・支社等があり、以下の条件の全てに該当する事業所とします。
- ① 現在、住宅リフォーム等工事を行っている事業所であること。
  - ② 中小企業基本法で定める中小企業者であること。
  - ③ 工事発注者からの依頼に応じて工事期間内に住宅リフォーム等工事を着工および完了できる見込みがあること。
- ※登録負担金はありません。
2. 登録受付 令和2年8月3日（月）～8月11日（火）までに同封の登録業者申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。江別商工会議所で受取後、翌日までに受付印を押印したものをFAXにより返信しますので、不着の場合は電話にてご確認ください。
- ※ 期限後も随時受付いたしますが、市民向けPRチラシに登録業者名は掲載されませんので、ご了承ください。

## ■住宅リフォーム等工事費支援助成金の申請等について

1. 申請期間 令和2年8月20日（木）～令和3年2月15日（月）
- ※ 予算額に達し次第、受付終了となります。（先着順受付）

## 2. 申請条件

江別市内において自己が所有し居住する専用住宅（マンションは専有部分）および自己が所有する専用住宅と同一区画（マンションは除く）の敷地内で20万円以上（消費税込）の工事を予定する江別市民。

- ※ 江別市民とは、江別市内に住民登録している方をいいます。
- ※ 共同住居（二世帯住宅等）においては、登記が個別にされており、かつ、工事の契約が個別に結ばれる場合のみ、それぞれの世帯主ごとに申請することができます。

## 3. 申請方法

登録業者は住宅リフォーム等工事を予定し、支援助成金を受けようとする方からの問い合わせに対応し、工事費用見積書を作成してください。商談成立後、登録業者が江別商工会議所に支援助成金申請の申し込みをしてください。

申請時に必要な書類は以下のとおりです。

- ① 住宅リフォーム等工事費支援助成金申請書
- ② 該当する工事の見積書（写、「〇〇工事一式」表記は不可）
- ③ 工事着工前の現場写真（L版以上A4以下）

## 4. 助成対象外となるもの

- ① 住宅リフォーム等工事を工事期間外に着工または完了するもの。
- ② 江別市外の物件に対する工事費。
- ③ 新築工事・中古住宅および住宅用地の取得にかかる費用。
- ④ 事業に供するための資産に係る工事費。  
（例：事務所、アパート、マンション、貸ビル、貸店舗等）
- ⑤ 店舗兼住宅等の居住用部分以外の工事費。
- ⑥ 住宅リフォーム等工事に附随しない什器備品類の購入費。

## 5. 実績報告

登録業者は住宅リフォーム等工事が完了し、工事費用の受取後2週間以内に江別商工会議所へ実績報告をしてください（最終報告期限は令和3年2月26日（金）になります）。

実績報告時に必要な書類は以下のとおりです。

- ① 工事請負契約書（写）または注文書（写）
- ② 工事終了後の現場写真  
（L版以上A4以下、工事着工前と同じ撮影角度のもの）
- ③ 申請者が登録業者へ工事費用を支払ったことがわかるもの（銀行振込明細書または領収書等（写））
- ④ 住宅リフォーム等工事費支援助成金請求書  
（通帳の表紙および表紙を開いた1・2ページ目の写を添付）

※ ④については、登録業者は申請者から封入・封緘した状態でお受け取りください。

※ 実績報告書類の内容を確認した後、江別商工会議所から2週間以内に申請者の預金口座に支援助成金をお振り込みします。

6. 受付場所 支援助成金申請・実績報告のいずれも登録業者が江別商工会議所まで必要書類をご持参ください。
- 9時00分～17時00分（土・日・祝日を除く）
- ※ 書類内容の確認が必要となるため、FAX・郵送による受付はいたしません。また、工事発注者が直接江別商工会議所へ申請することはできません
7. 留意事項
- ① 支援助成金を申請し、該当した権利を他の人へ譲渡することはできません。
  - ② 申請受付は、予算額に達し次第、終了となりますので、最終申請者が申請書に記載した金額どおり支援助成金を受け取りできない場合がありますので、予めご了承ください。また、工事予定が取り止めとなった場合は、速やかに江別商工会議所へご連絡ください。
  - ③ 申請者は支援助成金を受領した後に本事業の条件に該当しない場合や不正行為等が判明した場合は、助成金相当額を江別商工会議所へ返納してください。また、登録業者についても登録取消とします。

## ■江別市住宅リフォーム等工事費支援助成金のながれ

### 1. 工事発注者（支援助成金申請者）が行うこと

- ① 予定している工事内容・金額・工期等について登録業者と打ち合わせ。
- ② 工事内容等についての商談成立後、登録業者から工事見積書を受け取り。
- ③ 工事見積書を基に支援助成金申請書を記入し、登録業者へ渡す。
- ④ 住宅リフォーム等工事の完了後、支援助成金請求書と通帳の表紙および表紙を開いた1・2ページ目の写を封入・封緘した状態で登録業者へ渡す。

### 2. 登録業者が行うこと

- ① 工事発注者から受け取った支援助成金申請書に追加記入後、他の必要書類を添えて江別商工会議所へ提出。
- ② 住宅リフォーム等工事の完了後、申請者から封入・封緘した状態で受け取った支援助成金請求書（通帳の表紙および表紙を開いた1・2ページ目の写を同封）と他の必要書類を添えて江別商工会議所へ実績報告を行う。

### 3. 江別商工会議所が行うこと

- ① 登録業者から支援助成金申請書類を受付・内容確認。
- ② 住宅リフォーム等工事の完了後、登録業者から実績報告書類を受付・内容確認。
- ③ 実績報告書類の受付後、2週間以内に支援助成金を申請者へ振り込み。

## ■お問い合わせ先

江別商工会議所（担当：中野、塩山）

江別市4条7丁目（TEL 382-3121、FAX 385-2100）